

## 阿賀野市規則第 14 号

### 阿賀野市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

阿賀野市職員の育児休業等に関する規則（平成 16 年阿賀野市規則第 37 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 2 条の 3」の次に「、第 2 条の 4」を加え、「第 8 条、第 10 条」を「第 8 条」に、「第 12 条及び第 24 条」を「第 12 条、第 20 条及び第 26 条」に改める。

第 1 条の 2（見出し含む。）中「育児休業条例第 2 条第 4 号ア（ウ）」を「育児休業条例第 2 条第 4 号ア（イ）」に改め、「1 週間の勤務日が 3 日以上とされている非常勤職員は、」を削る。

第 1 条の 3 第 2 号中「養子縁組里親である者」を「養子縁組里親（以下この号において「養子縁組里親」という。）である者」に、「同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親として」を「養子縁組里親として」に改める。

第 9 条の見出し中「条例第 11 条」を「育児休業条例第 11 条」に改める。

第 12 条の 2（見出しを含む。）中「条例第 20 条第 2 号イ」を「育児休業条例第 20 条第 2 号」に改める。

### 附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。